

練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
(条例第18条に規定する措置の公表) 第16条 [略] 2 [略] 3 前項の公表は、練馬区公告式条例（昭和25年9月練馬区条例第46号）<u>で定める</u>掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。	(条例第18条に規定する措置の公表) 第16条 [略] 2 [略] 3 前項の公表は、練馬区公告式条例（昭和25年9月練馬区条例第46号）<u>第2条第2項に規定する</u>掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。
(条例第21条に規定する措置の公表) 第22条 [略] 2 [略] 3 前項の公表は、練馬区公告式条例<u>で定める</u>掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。	(条例第21条に規定する措置の公表) 第22条 [略] 2 [略] 3 前項の公表は、練馬区公告式条例<u>第2条第2項に規定する</u>掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。
(既存公共的建築物) 第25条 条例第25条第1項に規定する規則で定める公共的建築物は、病院（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第25項</u>に規定する介護老人保健施設を除く。）または物品販売店（百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗をいう。）で、その床面積の合計が2,000平方メートル以上のものをいう。	(既存公共的建築物) 第25条 条例第25条第1項に規定する規則で定める公共的建築物は、病院（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第28項</u>に規定する介護老人保健施設を除く。）または物品販売店（百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗をいう。）で、その床面積の合計が2,000平方メートル以上のものをいう。
(素案の公表) 第28条 条例第45条の規定による公表は、練馬区公告式条例<u>で定める</u>掲示場への掲示その他広く区民に周知する方法により行うものとする。	(素案の公表) 第28条 条例第45条の規定による公表は、練馬区公告式条例<u>第2条第2項に規定する</u>掲示場への掲示その他広く区民に周知する方法により行うものとする。
(提案の採否の公表) 第31条 条例第47条の規則で定める方法	(提案の採否の公表) 第31条 条例第47条の規則で定める方法

は、練馬区公告式条例で定める掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法とする。

(公表)

第36条 条例第53条第1項の規定による公表は、練馬区公告式条例で定める掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

2 [略]

付 則 [略]

は、練馬区公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法とする。

(公表)

第36条 条例第53条第1項の規定による公表は、練馬区公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

2 [略]

付 則 [略]

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第16条第3項、第22条第3項、第25条、第28条、第31条、第36条第1項および第7号様式から第9号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第3、第4号様式および第6号様式の規定は、この規則の施行の日以後に着手する建築等に係る協議について適用し、同日前に着手した建築等に係る協議については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第2号および第3号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新規則別表第3、第4号様式および第6号様式の規定は適用しない。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条

<u>例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。</u>	
別表第3 <u>別紙のとおり</u>	別表第3 <u>別紙のとおり</u>
第4号様式 <u>別紙のとおり</u>	第4号様式 <u>別紙のとおり</u>
第6号様式 <u>別紙のとおり</u>	第6号様式 <u>別紙のとおり</u>
第7号様式 <u>別紙のとおり</u>	第7号様式 <u>別紙のとおり</u>
第8号様式 <u>別紙のとおり</u>	第8号様式 <u>別紙のとおり</u>
第9号様式 <u>別紙のとおり</u>	第9号様式 <u>別紙のとおり</u>

別表第3（第5条関係）

1 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
[略]	[略]
11 観覧席・客席	不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する観覧席または客席を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。 ア <u>車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、(7)に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の(4)に掲げる基準に適合する場所を設けること。</u> (7) <u>車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数</u>は、つぎに掲げるものとする。 a <u>当該観覧席または客席に設ける座席の数が50以下の場合</u> 2 b <u>当該観覧席または客席に設ける座席の数が51以上200以下の場合</u> 当該座席の数の50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数） c <u>当該観覧席または客席に設ける座席の数が200を超える場合</u> 当該座席の数の100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数 (4) <u>車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準</u>は、つぎに掲げるものとする。 a 幅は、90センチメートル以上とすること。 b 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 c 床面は平らとすること。 d 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 e <u>車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接した位置に、同伴者のための座席またはスペースを設けること。</u>

	<u>(カ) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席または客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2箇所以上に分散して設けること。</u> イ 通路側の座席の<u>ひじ掛け</u>は、跳ね上げ式とすること ウ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。
[略]	[略]

別表第3（第5条関係）

1 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
[略]	[略]
11 観覧席・客席	不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する観覧席または客席は、つぎに掲げるものとする。 ア <u>当該観覧席または客席には、(7)および(4)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数以上の(4)に掲げる基準に適合する車椅子使用者用部分を(4)に掲げる位置に設けること。</u> (7) <u>車椅子使用者用部分の総数は、つぎに掲げるものとする。</u> a <u>各階に設ける座席の数の合計が100以下の場合 2</u> b <u>各階に設ける座席の数の合計が100を超え、200以下の場合 当該座席の数の50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</u> c <u>各階に設ける座席の数の合計が200を超え、2,000以下の場合 当該座席の数の100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</u> d <u>各階に設ける座席の数の合計が2,000を超える場合 当該座席の数の10,000分の75を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に7を加えた数</u> (4) <u>各階に設ける車椅子使用者用部分の数は、つぎに掲げるものとする。</u> a <u>当該階に設ける座席の数が266以下の場合 2</u> b <u>当該階に設ける座席の数が266を超える場合 当該座席の数の10,000分の75を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</u> (4) <u>車椅子使用者用部分の基準は、つぎに掲げるものとする。</u> a 幅は、90センチメートル以上とすること。 b 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 c 床面は平らとすること。 d 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 e <u>各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。</u> f <u>2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがeの同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣</u>

	<u>接しているものとみなす。</u> <u>(イ) 車椅子使用者用部分の位置は、つぎに掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定めるところによること。</u> <u>a 各階に設ける座席の数の合計が200を超え、400以下の場合 2 か</u> <u>所以上に分散すること。</u> <u>b 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（(イ) e および f の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。</u> <u>c 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 bに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散してないものとみなす。</u> <u>イ 通路側の座席の肘掛けは、跳ね上げ式とすること。</u> <u>ウ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</u>
[略]	[略]